森林環境譲与税が充てられる経費の状況

＜創設の概要＞

　森林環境税と森林環境譲与税は、パリ協定の枠組みの下、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、創設されました。

＜森林環境税＞

　森林環境税は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、市区町村において、個人住民税均等割と併せて一人年額1,000円が課税されます。

　その税収は、全額が森林環境譲与税として、都道府県・市区町村へ譲与されます。

＜森林環境譲与税＞

　森林環境譲与税は、都道府県・市区町村がそれぞれの地域の実情に応じて森林整備及びその促進に関する事業を幅広く弾力的に実施するための財源として活用されます。

　なお、森林整備が喫緊の課題であることを踏まえ、国からの配分は、令和元年度から譲与が始まっています。

　森林環境譲与税による税収がない令和5年度までの譲与税の財源として、令和元年度は交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を充てており、令和2年度からは、災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するため、地方公共団体金融機構の「公庫債権金利変動準備金」が活用されています。

＜森林環境譲与税の使途＞

（歳入）

（単位：千円）

歳入	令和元年度決算額
森林環境譲与税	7,083

（歳出）

（単位：千円）

事業名	令和元年度決算額	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国都支出金	市　債	その他	森林環境譲与税	その他
市民体育施設整備基金積立	7,083	0	0	0	7,083	0
事業概要	令和2年度から始まる南平体育館の建替工事における木材利用等に充てるための基金積立					